経済建設委員会記録

- 1 日 時 令和5年3月6日(月) 午前 9時57分 開会 午前11時46分 閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 委員長白川 誉 副委員長 藤田誠一 委員合田晋一郎 委員 井谷幸恵 委員 高塚広義 委員 伊藤謙司 委員藤田豊治 委員 仙波憲一
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため出席した者

・副市長	加藤	龍 彦			
・経済部					
部長	宮崎	司	総括次長(農林水産課長)	桑 内	章 裕
産業振興課長	松原	広	産業振興課参事	大 谷	寛
地域交通課長	守 谷	典 隆	農地整備課長	神 野	幸彦
観光物産課長	矢 野	佳 美			
• 建設部					
部長	三 谷	公 昭	総括次長(用地課長)	飯 尾	誠二
技術監	清 水	康 治	都市計画課長	町 田	京 三
道路課長	高 橋	宣 行	道路課技幹	亀 井	英 明
建築指導課長	横 山	和 良			
•港務局事務局					
港務局事務局長	高 橋	正 弥	企画部技術監	篠 原	守 昌
港湾課長	山下	武			
•上下水道局					
局長	神 野	賢一	総括次長	神野	宏
企業経営課長	真 鍋	達 也	水道課長	清 水	克 徳
施設管理課長	近 藤	民 雄			

6 委員外議員 な し

- 7 議会事務局職員出席者議会事務局次長 高本 光 主事 田辺 和之
- 8 本日の会議に付した事件 別紙付託案件表のとおり
- 9 会議の概要
- 開 会 午前9時57分
- ●白川委員長:開会挨拶
- ○加藤副市長:挨拶
- ◎港務局関係
- ◇議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)
- ○山下港湾課長:説明
- < 質 疑 > なし
- *後刻一括採決

休憩 午前10時03分/ 再開 午前10時04分

- 〇経済部関係
- ◇議案第 6号 新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- ○松原産業振興課長:説明
- < 質 疑 > なし
- < 討 論 > なし
- < 採 決 > 全会一致 原案可決
- ◇議案第13号 新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について
- ○松原産業振興課長:説明
- < 質 疑 >
- ●仙波委員:新しいデジタル支援に対応する事業についてはどこで定めるのか。
- ○松原産業振興課長:本条例とは別に新しい補助制度を立ち上げたいと考えている。この条例の中で 規定せず、別の単独の補助要綱で新しい制度を検討したい。
- ●仙波委員:企業立地促進条例との整合性はどうか。
- ○松原産業振興課長:企業立地促進条例と中小企業振興条例は、別の条例に基づく、補助制度で目的 も異なるので整合性を図ってはいない。

- ●仙波委員:例えばICTやデジタルに関係する企業が無く、新しい企業が来たとしても、既存の企業がデジタル関係の事業に取り組んだら補助を行うということだが、新しく来た企業と同じような事業だった場合どうするのか。
- ○松原産業振興課長:中小企業振興条例は事業経営の中で各種取組について、新居浜市が補助支援を しようとするものを各メニューとして定めている。企業立地促進条例は、新たな企業誘致や進出して きた際に支援するもの。例えばデジタルの関係で共通項があったとしても、新しく工場を建てる時の 取組に対する支援が企業立地促進条例で、工場を建てた後、事業経営の中での取組に対して支援する のが中小企業振興条例となっている。同じデジタルの支援であっても整理ができると考えている。
- ●仙波委員:重複したらどちらを優先するのか。
- ○松原産業振興課長:新しく立地する際に支援する制度と、その後の事業経営の中での取組を支援する制度であるので、重複は無いと考えている。
- ●仙波委員:新しく来た企業に対してだけ考えるのではなく、既存の企業の事業がデジタル関係について取り組む際にも別に制度を設けて補助するのか。
- ○松原産業振興課長:中小企業振興条例の見直しの中で別に制度を設ける。新しい制度も事業経営の中での取組に対しての支援が基本と考えている。企業立地促進条例とは重複しないと認識している。
- ●仙波委員:最初は重複しないだろうが、事業経営の中で重なる部分が出てくる時に、どっちを支援するのか。例えば新しい新規事業が出てきたとすると、事業展開の中で変わったときは、追加しようとする事業で見るのか、それとも当初の事業として支援しているから、追加分については支援しないのか。
- ○松原産業振興課長:事業経営の中で新しい事業を起こした場合、設備投資に伴う部分については企業立地促進条例で支援する。新事業の展開などについては、中小企業振興条例もしくは新しい制度のどちらかで支援する。いずれにしても同じ取組に対して重複して交付しない形で新しい制度も考えていきたい。
- ●仙波委員:重複しないなら良いが、どういう措置をするのか見えるようにしないと。新しい制度の 原資は予算の中にあるのか。
- ○松原産業振興課長:予算議案を上程している。
- ●伊藤委員:女性活躍環境整備推進事業を廃止して労働環境整備事業に統合するとのことだが、この 時勢で廃止するのはおかしいと思うが、理由は。
- ○松原産業振興課長:中小企業振興条例の補助金の運営について外部の委員にも協力いただいている 審査会で、ジェンダーフリーが叫ばれている中で女性のみに特化したメニューを設けるのはどうかと いう意見があった。また、補助対象が女性専用のトイレ、託児室、女性専用の更衣室の3つとなって いるが、実際の申請は女性専用のトイレが圧倒的に多い。現状、労働安全衛生法に基づくトイレの衛 生基準規則の中で、男女のトイレについては別に設置することが原則となっている。その国のルール の中で、あえて市で男女別の補助をするのかということもある。それらの検討材料を踏まえて労働環 境整備事業に統合する見直しとなっている。
- ●伊藤委員:補助の割合 100 分の 50 であったものが 100 分の 10 になっており、補助が手厚くないと思うが、いかがか。

- ○松原産業振興課長:労働環境改善事業の補助率については従来と変更が無いが、女性活躍環境整備 推進事業は統合によって補助率が下がるが、補助限度額は500万円となっている。
- ●伊藤委員:女性にとって優しくないと思うが、下げた理由は。
- ○松原産業振興課長:統合する労働環境改善事業の補助率と合わせた形となっている。
- ●伊藤委員:女性活躍環境整備推進事業は補助率 100 分の 50 で利用件数も多かったのではと思う。 統合でも構わないが女性補助部分については補助率 100 分の 50 としても良かったのではと思うが。
- ○松原産業振興課長:女性に特化したメニューを廃止して、労働環境全般の改善を支援する考えに基づいた見直しを行った。
- ●井谷委員:見直しの中で、補助率や補助限度額を下げている事業があるが、その意図は。
- ○松原産業振興課長:新製品開発事業から産業財産権等取得支援事業にメニューを変更したことについては、補助限度額が200万円から20万円となっているが、補助対象が大きく変わっている。産業財産権の取得にあたって支援する金額について他市の事例や産業財産権の取得にかかる経費等を調査して補助限度額を決定した。新製品開発事業は、製品の研究開発経費を補助対象としており、補助対象が大きく変わったことによって、見直しをしている。人材養成事業については、過去3年間の現行制度の実績を踏まえて見直しをしている。生産性向上機器導入事業については、補助率と補助限度額の見直しをしている。現行の補助率100分の20と限度額200万円は、リーマンショック以降に国が設備投資等の促進と景気浮揚策に取り組んだ際に、旧来の補助率100分の10と限度額100万円から上げたものである。景気浮揚策が続いている中で、国で設備投資の促進に対する施策の変更、見直しが行われていることも鑑みて、従来の補助率と補助限度額に戻すという見直しを行った。
- ●井谷委員:その理由は。
- ○松原産業振興課長:一定の設備投資は新居浜市でも続いているが、国の固定資産税の減免の措置な ど種々の施策がある中で、本市としては補助率のかさ上げ期間の効果が出たものと考え、元の補助率 と補助限度額に戻した。
- ●藤田誠一委員:外国人の人材活用について、新たに雇用したときに1人につき 20 万円、日本語教育を実施したときに10 万円の補助限度額となっているが、例えば雇用の期間や、日本語教育をするのは誰でも可能かなど、規約やルールはあるのか。
- ○松原産業振興課長:今後要綱を制定していく予定である。従来雇用関連の補助メニューについては、何えば半年や1年間の雇用を確認後、交付していたが、今回の外国人の雇用メニューについては、一定期間の雇用期間を要件とせずに支援したいと考えている。雇用に伴って、紹介手数料以外にも渡航費であったり、ビザの取得費であったり、現地での教育費であったり、日本人とは異なる経費がかかる。人材確保が重要課題となっている中で多様な人材を少しでも確保していく後押しをしたいため、一定期間の雇用期間の確認は要件に設けず、雇用の際の関係費用についてタイミングを逃さず支援したいと考えている。日本語学習支援については、どういった学習支援を対象にするかについてヒアリングを行っている。日本語の講師になりえる人が四国内ではあまりいないと伺っている。新居浜市でも、国際交流協会以外だと、松山や高松から講師を招いているという現状を伺っており、その中でメニューの検討を行ったが、誰が教えても問題ないのかという点もあるので、一定の要件や、補助申請時に確認する条件を今後整備していきたいと考えている。

- ●藤田誠一委員:まずは要件を決めた中で、日本人の雇用が少ないから外国人雇用の支援を行うということを、慎重に市民に伝えないと思うがいかがか。
- ○松原産業振興課長:労働力となる人口が減る状況でどのようにして労働力を確保していくか、企業は頭を悩ませており、その後押しをしたいが、お話しいただいた部分については細やかに要件を整備していきたいと考えている。
- ●仙波委員:12条の生産性向上機器導入事業の補助限度額を200万円から100万円に変更したのは、 建設重機などの購入数が多いからか。
- ○松原産業振興課長:リーマンショック以降の景気浮揚策の一環として補助率と補助限度額のかさ上げを行っていたが、従来の補助率と補助限度額に戻した。建設重機を特に念頭に置いてという見直しではない。
- ●仙波委員:ダンプカー購入も補助対象となるのか。
- ○松原産業振興課長:ダンプカーも補助対象となる可能性はある。最新モデルや、旧モデルと比べて 生産性が上がるという証明書がメーカーから出せるなどの要件を満たせば申請を受け付けている状 況。
- ●井谷委員:13条の2について、「求人情報を発信する事業を行ったとき」という文言が、「求人を行ったとき」と変更されているがなぜか。
- ○松原産業振興課長:これまでは採用を進めるにあたり、大手就職系のサイトに会社の求人情報を掲載して学生等に見てもらうサイトへの掲載料を対象に審査していた。近年、人材確保のサービスが多岐にわたっており、サイトに会社の求人情報を掲載するだけでなく、逆に学生等のデータが多数あるサイトに企業側がアプローチしていくスカウティング型採用などもここ数年進んできており、そのようなサイトの利用を伴う採用も支援していくために、対象のサイトを幅広くするために見直しを行った。
- ●井谷委員:情報を発信するだけではなく、求人を実際に行ったことに対する支援ということか。 ○松原産業振興課長:学生のデータがあるサイトに企業側がアプローチするための経費についても対象としようとするものである。

< 討 論 >

●合田委員:女性活躍環境整備推進事業が廃止、統合されるとのことだが、女性活躍に関しては 国及び県においても重要施策となっている。経済分野についても様々な施策を推進することをお 願いして賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第14号 新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

〇松原產業振興課長:説明

< 質 疑 >

●伊藤委員: I C T 関連誘致奨励金について、投下固定資産総額 3,000 万円以上を廃止するのは理解できる。テナントに入るということを想定しているのではと思うが、ショップを構える際に、土地を

借りて上物については自分でどうにかする場合の土地は賃借料扱いとなるのか。

- ○松原産業振興課長:土地の賃借料は対象としていない。事務所の賃借料を最大で36月分、また、事務所の改装費等、情報通信関連機器の設置費用等を補助対象としている。
- ●伊藤委員:例えば携帯電話のショップであれば、土地を借りて上物はショップ作る場合が多いが、 ICTというニュアンス的に、土地の部分も対象とした方が良いのではと思うが、いかがか。
- ○松原産業振興課長:携帯電話のショップについては、ICT関連誘致奨励金の対象業種にはならないと捉えている。新しい新規立地があった場合は、企業立地促進条例の指定要件に合致すればそちらのメニューで対応したいと考える。
- ●井谷委員: 脱炭素化取組促進奨励金の投下固定資産総額2,000万円以上のときに限るとした根拠は。 ○松原産業振興課長: 脱炭素化の取組というのは今後も様々なケースが考えられると思うが、今回補助メニューを設置するにあたり、今、新居浜市内で多くある再生可能エネルギーを利用する設備投資や、事業を継続する中でエネルギーを転換するケースなどの事例を鑑みて、2,000万円というラインを設けている。
- ●合田委員:従来の補助制度は県内でも優位性のあるものであったが、今回の見直しでその優位性が確保されているのか。また、瀬戸内圏域でも優位性があるのか。
- ○松原産業振興課長:今回の見直しで補助率を変更したメニューもあるが、変更後においても県内は もとより四国内において、一定の優位性を確保できるラインで見直している。
- ●仙波委員:太陽光発電所を作ると補助金の対象となるのか
- ○松原産業振興課長:売電を目的とした太陽光発電は対象外となる。条例の対象となる業種は制限されているため、その業種の中で再生可能エネルギーを自社の電気として活用するための設備投資であれば対象となる可能性がある。
- ●井谷委員:企業立地促進奨励金の限度額5億円を交付した企業はあるか。
- ○松原産業振興課長:一どきに150億円から200億円程度の投資をする大型投資案件だと満額になる可能性がある。これまでもこのような規模以上の投資については満額交付の実績がある。
- ●井谷委員:大企業以外でも限度額を交付したことはあるのか。
- ○松原産業振興課長:中小企業で限度額交付したことは私が業務に携わった中ではない。

< 討 論 >

●井谷委員:収入や内部留保が十分ある大企業に奨励金を出す必要は無く、市民サービスや中小業者などに行き渡るようにすべきだと思うため、反対する。

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

◇議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)

○桑内経済部総括次長:説明

< 質 疑 >

●伊藤委員:トラック運送業者事業継続支援事業費について、個人運送業者は対象に入っているのか。 ○松原産業振興課長:新居浜市内に営業所があり、トラック協会新居浜支部が把握している車両の台 数で予算を組んでおり、その中に個人運送業者が入っているかは把握していない。

- ●井谷委員:中小企業振興対策費について、生産性向上等のメニューということだが、何件を見込んでいるのか。
- ○松原産業振興課長:生産性向上機器導入事業については、申請見込みのものもあるが、24件の申請を見込んでいる。
- ●藤田誠一委員:東平にはいつ行けるようになるのか。
- ○宮崎経済部長:建設部で事業を行っている。建設部と協議した中では3月31日に工事完了を目指し、4月1日に間に合うように鋭意工事を進めていると聞いている。
- *後刻一括採決

休憩 午前11時12分/ 再開 午前11時19分

- ◎建設部関係
- ◇議案第 1号 市道路線の認定について
- ○高橋道路課長:説明
- < 質 疑 > なし
- < 討 論 > なし
- < 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第24号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)

- ○飯尾建設部総括次長:説明
- < 質 疑 >
- ●仙波委員:総じて、調整ができず繰り越しというものが多いが、予算を立てる際に調整は行わないのか。
- ○高橋道路課長:当初から調整しながら進めているが、用地買収については地権者との交渉があるため、その中でおおむね合意は得られていながらどうしても交渉の中で詰め切れない部分が出てくることで延びる可能性がある。関係事業者については、当初計画しているが、事業者の都合がある。具体的には高速道路の跨道橋についてはNEXCOと協議を進めているが、NEXCOも工事の発注が全体に遅れているなどの事情があり今回繰り越しすることとなった。
- ●井谷委員:上部東西線改良事業について、令和5年9月に完成とのことだが、どの程度のものになるのか。
- ○高橋道路課長:今回繰り越している事業については、おおむね用地買収に関するもので、用地 買収の完了見込みが令和5年9月である。
- ●藤田誠一委員:用地買収について、最後の詰めで難しいのはどういったことなのか。
- ○高橋道路課長:案件によるが、多くは残地が少し残ってしまうことに関する処理をどうするか ということで、事業で買収はできないが残地を使える方法がないか詰めることがある。また、工 事に伴い入口が変更することがあるため、宅地への進入路の取り方などで、それぞれに事情があ

るので、それらの部分を詰める時間がかかる。

< 討 論 >

●伊藤委員:トラック運送業者事業継続支援事業費について、補助の公平性という観点から個人のトラック運送業者にも支援をしていただくことを要望して賛成する。

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第28号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○横山建築指導課長:説明

< 質 疑 >

- ●井谷委員:容積率の特例の認定等とはどういうことか。
- ○横山建築指導課長:省エネに関して、ビルなどにLED等の熱源に関する機械室を作る場合に、都市部において容積率がぎりぎりの場合は、余分に建築できる機械室を追加することを特例として認めることができるという法律である。容積率とは土地に対する延べ床面積の率のことで、通常の都市では200%位である。機械室を作りたい場合に、容積率を超過するのであれば、省エネのものを作れば緩和するという法律である。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 午前11時37分/ 再開 午前11時39分

◎上下水道局関係

- ◇議案第26号 令和4年度新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)
- ○神野上下水道局総括次長:説明

< 質 疑 >

- ●仙波委員:製品の納期が遅れたということだが、製品の金額は上がらなかったのか。
- ○近藤施設管理課長:料金は上がっていない。
- ●伊藤委員:水不足で最近まで節水と言われてきたが、今も節水のお願いはしているのか。
- ○神野上下水道局長:昨年の1月あたりから雨が少ない状態が続き、新居浜市だけでなく、松山市、今治市、四国中央市も水不足であった。先週地下水がほぼ平年の水位に戻ったため、節水のお願いは解除している。日頃から大切な資源であり、大切に使ってくださいということは引き続きお願いすることとしている。節水の要請は解除している。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第27号 令和4年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第2号)

○神野上下水道局総括次長:説明

< 質 疑 >

- ●井谷委員:資本的収入の金額と資本的支出の金額が異なるのはどうしてか。
- ○神野上下水道局長:官庁会計の一般会計や特別会計の場合は、収入と支出は一致しているが、 企業会計の場合は収益的収支と資本的収支の2つの会計で成り立っており、資本的収支の不足額 については、収益的収支から生じた剰余金をもって事業を成り立たせる仕組みになっている。企 業会計は官庁会計とは異なり、収入と支出が一致しない制度となっている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○ 閉 会 午前11時46分 閉会

経済建設委員会付託案件表

令和5年3月6日

○港務	局関係
議案第24	号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)
第1表	歳入歳出予算補正中
歳出	第8款 土木費 ページ
	第 4 項 港湾費 ・・・・・・・・・・・・・・ 6·38
第2表	繰越明許費
	第8款 土木費
	第4項 港湾費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
○経済	部関係
	号 新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
	号 新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14	号 新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24	号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)
第1表	歳入歳出予算補正中
歳出	第6款 農林水産業費 ・・・・・・・・・・・・・・ 6・33~35
	第7款 商工費 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6·36
第2表	繰越明許費
	第6款 農林水産業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第7款 商工費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第	11款 災害復旧費
	第1項 農林水産業施設災害復旧費 ・・・・・・・・・・・・・・・ 9
○建設	部関係
議案第 1	号 市道路線の認定について
	号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)
第1表	歳入歳出予算補正中
歳出	第8款 土木費 (第4項 港湾費を除く) ・・・・・・ 6・37・39
第2表	繰越明許費
	第8款 土木費 (第4項 港湾費を除く) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第	11款 災害復旧費
	第2項 公共土木施設災害復旧費 ・・・・・・・・・・・・・ 9
議案第28	号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
〇上下	水道局関係
議案第26	号 令和4年度新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第27	号 令和4年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第2号)

経済建設委員会付託案件表

令和5年3月6日

○港務	局関係
議案第24	号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)
第1表	歳入歳出予算補正中
歳出	第8款 土木費 ページ
	第4項 港湾費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6・38
第2表	繰越明許費
	第8款 土木費
	第4項 港湾費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
○経済	部関係
議案第 6	号 新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13	号 新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14	号 新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24	号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)
第1表	歳入歳出予算補正中
歳出	第6款 農林水産業費 ・・・・・・・・・・・・・・ 6・33~35
	第7款 商工費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6・36
第2表	繰越明許費
	第6款 農林水産業費 ・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	第7款 商工費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
第	第 11款 災害復旧費
	第1項 農林水産業施設災害復旧費 ・・・・・・・・・・・ 9
○建設	t部関係
議案第 1	号 市道路線の認定について
議案第24	号 令和4年度新居浜市一般会計補正予算(第8号)
第1表	歳入歳出予算補正中
歳出	第8款 土木費 (第4項 港湾費を除く) ・・・・・・・ 6・37・39
第2表	繰越明許費
	第8款 土木費 (第4項 港湾費を除く) ・・・・・・・・・ 9
第	511款 災害復旧費
	第2項 公共土木施設災害復旧費 ・・・・・・・・・・・・ 9
議案第28	号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
○ ト下	`水道局関係
	5号 令和4年度新居浜市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第27	'号 令和4年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算(第2号)